

独立行政法人住宅金融支援機構
令和元年度業務実績等報告書

令和 2 年 7 月

独立行政法人住宅金融支援機構

<目次>

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

証券化支援事業

住宅融資保険等事業

住宅資金融通等事業

II 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に関する事項

III 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項

IV その他業務運営に関する重要事項

その他業務運営に関する重要事項

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別 調書No.	備考
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 （自己 評価）	令和 2年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
証券化支援事業		B○	B○重	B○重		I－1	
住宅融資保険等事業		A	B	A		I－2	
住宅資金融通等事業		B	A	A		I－3	

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別 調書No.	備考
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 （自己 評価）	令和 2年度		
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項		B	B	B		Ⅱ	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項		B	B	B		Ⅲ	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項							
その他業務運営に関する重要事項		B	B	B		Ⅳ	

- ※ 重要度を「高」と設定している項目については評語の横に「○」を付している。
- ※ 重点化の対象とされた項目については、各評語の横に「重」を付している。
- ※ 住宅融資保険等事業に係る定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」については、難易度が「高」とされている。

【項目別評価調書】			
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：3. 地球環境の保全 施策目標：9. 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標：12. 国際協力、連携等の推進 施策目標：43. 国際協力、連携等を推進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（第三期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援事業により支援することは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）国交省1－①、② 令和元年度行政事業レビューシート番号003

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定 量 目 標	フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに25%以上		21%以上	22%以上	24%以上	
		（実績値）	—	21.9% （平成28年度）	26.3%	27.6%	26.5%	
		（達成度）	—	—	125.2%	125.5%	110.4%	
	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに22%以上（可能な限り24%）		18%以上	19%以上	20.5%以上	
		（実績値）	—	19.6% （平成28年度）	20.5%	23.5%	23.4%	
		（達成度）	—	—	113.9%	123.7%	114.1%	
	フラット35子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結件数（※平成30年度年度計画のみ）	（計画値）	平成30年度末において累計500件以上	—	50件以上	累計 500件以上	—	
		（実績値）	—	—	394件	608件	—	
		（達成度）	—	—	788.0%	121.6%	—	

	フラット３５子育て支援型申請戸数	(計画値)	中期目標期間中に7,500戸以上	—	1,500戸以上	2,000戸以上	2,000戸以上	
		(実績値)	—	—	376戸	855戸	1,053戸	
		(達成度)	—	—	25.1%	42.8%	52.7%	
	標準処理期間（３日）内の処理率	(計画値)	各年度８割以上	—	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	
		(実績値)	—	91.6% (平成28年度)	95.3%	94.4%	94.0%	
		(達成度)	—	—	119.1%	118.0%	117.5%	
	フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット３５（保証型）の取扱金融機関の割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに５機関以上増加し、フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上	—	２機関以上	１機関以上	１機関以上	
		(実績値)	—	２機関 0.6% (平成28年度)	２機関 1.2%	１機関 1.5%	２機関 2.1%	
		(達成度)	—	—	100%	100%	200%	
指標	フラット３５（買取型）の申請件数		—	139,541件 (平成28年度)	111,936件	101,394件	103,861件	
	フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数		—	378件 (平成28年度)	497件	626件	806件	
	フラット３５リノベの申請件数		—	51件 (平成28年度)	85件	119件	112件	
	ＭＢＳの毎月の発行額		—	1,490億円 ～ 2,529億円 (平成28年度)	1,197億円 ～ 2,408億円	1,129億円 ～ 2,342億円	1,224億円 ～ 2,277億円	
	ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10 年国債の流通利回り）とのスプレッド		—	0.38% ～ 0.46% (平成28年度)	0.36% ～ 0.39%	0.35% ～ 0.36%	0.34% ～ 0.35%	
	フラット３５（保証型）の申請件数		—	5,428件 (平成28年度)	9,048件	13,271件	18,096件	

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
予算額（百万円）	4,735,455	3,824,959	4,159,221	
決算額（百万円）	4,292,929	3,637,113	3,624,186	
経常費用（百万円）	187,884	184,571	213,173	
経常利益（百万円）	74,500	81,480	59,193	
行政コスト（百万円）	—	—	214,122	
行政サービス実施コスト（百万円）	△ 4,993	△ 15,177	—	
従事人員数	472	474	467	

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。	<評価の視点> ・長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を行っているか。		<評価と根拠> 評価：B 理由：次のとおり、良質な住宅ストックの形成に資するよう、民間金融機関を支援する取組を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評価	
	① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施すること。 （指標） ・フラット35（買取型）の申請件数	① 国民が長期固定金利の住宅ローンの利用を希望する際に当該ローンに関する情報にアクセスできるよう住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対するフラット35（買取型）に関する周知活動を行う。（指標：フラット35（買取型）の申請件数）	① 周知活動の対象を次のとおり区分し、各対象に応じた効果的な取組を行う。 ア お客さま住宅ローンを検討中のお客さまが、フラット35の商品性等に関する情報にアクセスできるよう、テレビ、新聞、インターネット等の各種媒体による広告、セミナー等を通じて周知を行う。また、広告の実施に当たっては、効果検証及びこれに基づく実施方法等の見直しを適宜実施する。	<主な定量的指標> ・フラット35の申請件数（新築住宅に限る。）に占める長期優良住宅の割合 ・フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合 ・フラット35子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結件数	○ 周知活動の対象区分に応じ、次のとおり、効果的な取組を実施した。 ○ その結果、令和元年度のフラット35（買取型）の申請件数は、103,861件となった。（指標）	○ 定量目標のうち「フラット35子育て支援型申請戸数」は目標を下回ったものの、平成30年度実績（855戸）を上回る1,053戸＜対前年度比123.2％＞の申請実績となった。 なお、「長期優良住宅の割合」や「既存住宅の割合」の達成率も110％を超えるなど、他の4つの定量目標はいずれも着実に達成している。		
					（お客さまに対する取組） ○ フラット35に係る周知ツール（パンフレット、チラシ、広告素材等）を活用し、お客さまへの周知活動を行った。 ○ 広告代理店と連携し、新聞、web及び雑誌への掲載のための新たな広告素材を作成し、新素材による広告を開始した（令和元年5月）。 ○ 毎月、広告代理店との報告会を開催し、認知度・理解度等に関する定量的・定性的な効果検証を行うとともに、広告素材の見直しを行う等、PDCAサイクルを回しながら、戦略的な広告活動を行った。 ○ web広告（バナー広告及びランディングページ）を作成し公開した。ランディングページでは、ターゲット層である子育て世帯等に対し、効果的に子育て支援型等のページをご案内するための診断	○ 政策実施機関としての取組成果が数値で示すことのできる各指標については、フラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベの申請件数が835件＜対前年度比127.3％＞と増加しているほか、フラット35（保証型）の申請件数において、基準値を大幅に		

			・フラット３５子育て支援型申請戸数 ・標準処理期間内の案件の処理 ・フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット３５（保証型）の取扱金融機関の割合 ＜その他の指標＞ ・フラット３５（買取型）の申請件数 ・フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数 ・フラット３５リベの申請件数 ・ＭＢＳの毎月の発行額 ・ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド	コンテンツを新設した（令和元年６月）。 ○ パンフレット及び金利引下げメニュー（フラット３５Ｓ等）に係るチラシについては、お客さまに分かりやすい内容とするようデザインを刷新した（令和元年８月・９月）。 ○ 全国一斉相談会を開催した（令和元年７月＜全国652会場＞・同年11月＜全国543会場＞）。一部の相談会場においては、地方公共団体、金融機関、ファイナンシャルプランナーによるセミナーも開催した。また、全国一斉相談会の開催時期に合わせてメディアミックス（テレビＣＭ、新聞・テレビのパブリシティ広告、ＪＲ車両への交通広告等）による広告を行った。 ○ ファイナンシャルプランナー、生命保険会社等と連携し、主に次のとおり周知活動を行った。 - ア ファイナンシャルプランナー向けメールマガジンによる情報発信（毎月） - イ 生命保険会社等のライフプランセミナー講師に対するフラット３５の制度説明（令和元年５月） - ウ ファイナンシャルプランナー及び日本ＦＰ協会への個別訪問による制度説明 - エ ＦＰフェアへのブース出展（令和元年10月）及びＦＰセミナーの開催（令和元年12月）による、ファイナンシャルプランナーに対する制度周知 ○ 令和２年度の制度改正事項について、お客さまに向けた早期情報提供の観点から、制度改正の概要（令和２年１月）、書式の変更点の案内（令和２年２月）をホームページに掲載した。	上回る実績を上げている。 ○ 地方公共団体に対し、フラット３５子育て支援型等に係る協定締結に対する満足度等のアンケート調査を実施した結果、機構が助成制度のＰＲに努めたこと等により、76.7％（アンケート回答391団体のうち300団体）の地方公共団体から「協定を締結して良かった」との回答を得た。また、地方公共団体における各事業の予算執行率をヒアリング（回答数725事業）したところ、執行率が75％以上となった事業は389事業にのぼり、平成30年度の294事業から増加した。機構の協力態勢や金利引下げとの併用による制度の充実など、機構の取組が地方公共団体の子育て支援等の施策推進の一助となっている。 ○ 「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とするグリーンボンドを令和元年度も継続してＳＢで発行（年度累計700億円）。従来の20年債に加え新たに10年債も発行することなどにより、ＥＳＧ投資ニーズのある新たな投資家層の獲得に繋げ、投資表明を行った投資家の件数が累計で39件＜平成
		イ 住宅関連事業者等 住宅関連事業者等が、お客さまのニーズに応じてフ	（住宅関連事業者等に対する取組） ○ 住宅事業者向けのセミナー資料等の周知ツールを活用し、住宅事業者への訪問、住宅事業者向けのセミナー及び説明会		

			ラット３５の商品性等に関する情報を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等の実施や各業界団体との連携を通じて周知を行う。また、住宅関連事業者等のニーズに応じて、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅技術の情報提供を実施する。 併せて、住宅関連事業者の物件検査が円滑に行われるよう、適合証明検査機関に対して研修等により制度改正等の情報を周知するとともに、適合証明検査機関のニーズに応じてサポートを実施する。		の開催等により、フラット３５の商品概要や手続等を周知した。 ○ 業界団体（計６団体）が主催する住宅事業者向けセミナーに講師を派遣し、セミナー内容に応じて、住宅ローンの基礎知識、フラット３５の商品概要及び技術基準、長期優良住宅のメリット、既存住宅におけるフラット３５物件検査手続の省略等に関する説明を行った＜全国計35回実施＞。 ○ 令和２年度の制度改正事項について、お客さまに向けた早期情報提供の観点から、制度改正の概要（令和２年１月）、書式の変更点の案内（令和２年２月）をホームページに掲載した。【再掲】 ○ 仕様書サポートダイヤルを通じて、住宅事業者からの住宅技術関係の照会に対応し、住宅事業者の住宅技術に関する理解度向上に寄与した＜入電件数：1,315件：令和２年３月末時点＞。 （適合証明検査機関への取組） ○ 物件検査の円滑化及び担当者の知識向上のため、適合証明検査機関の担当者に対して主に次の取組を行った。 ア 新任者研修[集合型]＜平成31年４月、令和元年５月及び令和元年10月に２都市で４回実施、220名参加＞ イ 新任者研修[DVD研修]＜平成31年４月～令和２年３月に実施、55機関238名参加＞ ウ 担当者会議＜令和２年２月に全国７か所で開催、308名参加＞ ○ 物件検査の適切な実施のため、業務検査で指摘した不備事項等、検査ミスが起きやすい事例及びよくある照会事例をとりまとめ、適合証明検査機関に情報提供した（令和元年10月及び令和２年２月）。	30年度：６件＞となった。結果的に省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、幅広い投資家の参加が得られた。 ○ 国土交通省住宅局の住宅建築技術国際展開支援事業（補助事業）を活用し、タイ王国、インドネシア共和国、フィリピン共和国の政府系証券化機関の職員に対して住宅金融に関する研修を実施。各機関との連携を強化するとともに、人材育成を図った。 ○ そのほか、地方公共団体や住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。
			ウ 金融機関 金融機関が、お客さまのニーズに		（金融機関に対する取組） ○ フラット３５に係る周知ツール（パンフレット、チラシ等）を活用し、取扱金	

			応じてフラット35を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等を通じて周知を行う。また、金融機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行うとともに、金融機関と連携して、お客さまや住宅関連事業者等への周知を行う。 (指標：フラット35（買取型）の申請件数)		融機関向けのセミナーや勉強会を通じて制度周知を行った。 ○ フラット35の制度改正に当たっては、取扱金融機関との連絡会等の場で事前に説明し、取扱金融機関の理解促進に努めた。 ○ 制度改正に伴う業務マニュアルの改正に当たっては、制度改正の1か月前に改正内容を反映した業務マニュアルの提供を行った。あわせて、分かりやすい内容となるようデザインを刷新するとともに制度改正事項を反映したパンフレット等のお客さま向け周知資料を提供した。 ○ 令和2年度の制度改正内容に関し、取扱金融機関向け説明会を全国で開催した<令和2年2月、全国計11回開催>。		
② 住宅の質の確保 ・向上や既存住宅の流通の促進に配慮しながら、長期優良住宅をはじめとする優良な住宅の取得促進を支援すること。 (定量目標) ・中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を25%以上とする。 (平成28年度見込実績：19.9%) ・中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既	② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を25%以上とする。（定量目標）	② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、フラット35Sについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行う。また、周知に当たっては、フラット35Sのメリットと国が実施する税制等各種支援策を併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット35における申請件数（新		○ 令和元年度におけるフラット35申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合は、26.5%となり、年度計画に定める目標を達成した<達成率：110.4%>。 (周知活動) ○ 広告会社と連携したweb広告を作成するとともに、住宅専門誌への広告を掲載した<計6回>。 ○ フラット35パンフレットやチラシについて、デザインを刷新し、長期優良住宅の概要等、分かりやすい内容とした（令和元年9月）。 こうした周知ツールを活用し、取扱金融機関、業界団体、住宅事業者等に対して勉強会やセミナー等の機会を通じて周知した。 ○ 令和元年10月の制度改正事項（物件検査手続省略対象の拡充（対象となる長期優良住宅の築年数の延長等））に関する周知チラシを作成し、住宅事業者等に対する周知に活用した（令和元年9月）。			

	存住宅の割合を22%以上（可能な限り24%）とする。 （平成28年度見込実績：17.2%）		築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を24%以上とする。 （定量目標）	○ ファイナンシャルプランナー、生命保険会社等と連携して、長期優良住宅に係るフラット35のメリット、フラット50等の周知活動を行った。【再掲】 ○ 業界団体、申請代行事業者、検査機関等へ長期優良住宅の普及阻害要因のヒアリングを行った（令和元年12月）。当該ヒアリングによる意見を踏まえ、長期優良住宅の技術審査に係る申請書類作成が簡単にできるようポイントを整理した資料を作成し、講習会等で活用した（令和2年1月）。 ○ 長期優良住宅推進のため、全国中小建築工事業団体連合会に働きかけ、長期優良住宅対応特記仕様書を作成していただき、物件検査手続きの合理化のため、機構が確認した仕様書として承認した（令和2年1月）。さらに、同団体と連携して長期優良住宅に関する講習会を実施し、長期優良住宅の認定基準、認定取得によるメリット等を説明した＜令和2年2月、全国計5回実施＞。 ○ 業界団体（計5団体）が主催する住宅事業者向けセミナーに講師を派遣し、セミナーの内容に応じて、長期優良住宅の認定基準、認定取得によるメリット等を説明した＜全国計30回実施＞。 （制度改正） ○ 新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅について、既存住宅として取得する際に物件検査手を省略できる対象を築年数が10年以内の住宅から20年以内の住宅に拡充した（令和元年10月）。 ○ 長期優良住宅の取得に利用できるフラット50について、融資率上限の引上げ（6割から9割）及び融資限度額の引上げ（6,000万円から8,000万円）を行った（令和元年10月）。 （実績）		
--	---	--	--	--	--	--

				○ この結果、フラット35（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の申請件数は、対前年度比103.4%となる23,338件となった（平成30年度実績：22,564件）。		
	③ 既存住宅取得に際しても長期固定金利の住宅ローンの利用が円滑に行われるようにすることにより、既存住宅の流通を活性化させるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を22%以上(可能な限り24%)とする。（定量目標）	③ 既存住宅の流通促進のため、フラット35における中古住宅の取扱いについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行う。また、周知に当たっては、フラット35リフォーム一体型及びフラット35リノベを併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を20.5%以上とする。（定量目標）	○ 令和元年度におけるフラット35申請件数のうち既存住宅の割合は、23.4%となり、年度計画に定める目標を達成した<達成率114.1%>。 （周知活動） ○ 既存住宅にフォーカスした周知ツール（セミナー用資料及びチラシ）を活用し、業界団体、地方公共団体等と連携した勉強会やセミナー等を通じて住宅事業者等に周知した。 ○ 令和元年10月の制度改正事項（物件検査手続省略対象の拡充）に関するチラシを作成し（令和元年9月）、住宅事業者等に対する周知に活用した。【再掲】 ○ フラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベについて分かりやすく解説した動画を作成し、フラット35サイトに掲載した（令和元年8月）。 ○ フラット35リノベの広告について、広告会社と連携しweb広告を作成するとともに、住宅専門紙及び雑誌へ広告を掲載した<計8回>。 ○ 住宅リフォーム関係事業者向けイベントにブース出展し、フラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベを周知した（令和元年7月）。 ○ リフォーム専門新聞に広告を掲載し、フラット35リノベを周知した（毎月）。 ○ ファイナンシャルプランナー、生命保険会社等と連携して、既存住宅取得に関するフラット35利活用方法等の周知活動を行った。【再掲】 ○ 国土交通省又は業界団体（計2団体）が主催する住宅事業者向けセミナーに講師を派遣し、セミナーの内容に応じて、			

				フラット３５の商品概要、フラット３５リフォーム一体型及びフラット３５リノベに関する制度説明を行ったく全国計18回実施＞。 (制度改正) ○ 既存住宅取得の際に物件検査手を省略できる対象を次の物件まで拡大した（令和元年10月）。 ア 新築時に長期優良住宅の認定を受けた住宅で築20年以内のもの イ 新築時にフラット３５を利用した安心R住宅 等 (実績) ○ この結果、フラット３５のうち既存住宅の申請件数は、対前年度比107.7%となる26,945件となった（平成30年度実績：25,022件）。		
③ フラット３５の制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援すること。 (指標) ・ フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数 ・ フラット３５リノベの申請件数	④ 新たな住宅循環システムの構築等に対応した住宅ローンの供給を支援する観点から創設したフラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベについて、その利用の促進を図るとともに、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット３５の制度・運用の見直しを行う。 (指標：フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数・フラット３５リノベの申請件数)	④ フラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベについて、その利用の促進を図るとともに、お客さま、住宅関連事業者、適合証明検査機関、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット３５の制度・運用の見直しを適宜適切に行う。（指標：フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数・フラット３５リノベの申請件数)	○ フラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベについて、その利用の促進を図るため、主に次のとおり取り組んだ結果、フラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベの申請件数は、835件＜平成30年度実績：656件、対前年度比：127.3%＞となった。 ＜フラット３５（リフォーム一体型）＞ (指標) 令和元年度：806件※ ※ フラット３５リノベとの併用83件を含む。 ＜フラット３５リノベ＞ (指標) 令和元年度：112件 (周知活動) ○ フラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベにフォーカスした周知ツール（セミナー用資料及びチラシ）を活用し、業界団体、適合証明検査機関等と連携した勉強会やセミナー等を通じて、住宅事業者等に制度を周知した。			

					○ 住宅政策上の必要性及びお客さま等のニーズを踏まえ、次の事項を実施し、又は実施を決定した。 ア フラット３５の借入対象費用に建築確認等に関連する各種申請費用、マンション修繕積立基金（引渡時一括分）、マンション管理準備金（引渡時一括分）等を追加した（平成31年４月）。 イ 既存住宅取得の際に物件検査手続を省略できる対象を拡大した（新築時にフラット３５を利用した安心Ｒ住宅等）（令和元年10月）。【再掲】 ウ 借入対象住宅の、住宅の建設費又は購入価額が１億円以下の要件を撤廃した（令和元年10月）。 エ フラット３５（買取型）の融資率９割超の金利を引き下げた（令和元年10月）。 オ 長期優良住宅の取得に利用できるフラット５０について、融資率上限の引上げ（６割から９割）及び融資限度額の引上げ（6,000万円から8,000万円）を行った（令和元年10月）。【再掲】 カ 借換融資における返済期間の取扱いを見直し、「35年一住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間（１年未満切り上げ）」が15年（借入申込人が満60歳以上の場合においては10年）未満となる場合においても、借換融資の借入申込みを可能とすることを決定した（令和２年４月から実施）。 キ リ・バース６０の債務者及び機構融資（高齢者向け返済特例）を利用している債務者が死亡した場合に、当該債務者の相続人が相続した債務について、リ・バース６０又はフラット３５に借入申込みすることを可能とする取扱いの実施を決定した（令和２年４月から実施）。 ク 住宅・建築物の省エネルギー対策を推進するため、フラット３５Ｓ（金利Ｂプラン）について、省エネルギー性	
--	--	--	--	--	---	--

				に係る基準の見直しを決定した（令和3年1月から実施予定）。		
④ 地方公共団体等と相互に連携を深めることにより、子育て支援等の取組を支援すること。 （定量目標） ・ 中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とする。	⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深める。これにより、中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とする。 （定量目標）	⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深める。 ⑥ フラット35子育て支援型申請戸数を2,000戸以上とする。（定量目標）		○ フラット35子育て支援型申請戸数は、1,053戸となり、年度計画に定めた目標を下回ったものの、前年度実績（855戸）を上回る申請戸数＜対前年度比123.2%＞となった。 （地方公共団体からの評価） ○ フラット35子育て支援型等の協定締結先地方公共団体を対象に、協定締結に対する満足度等の調査を実施し、391団体から回答を得た（令和元年12月）。調査の結果では、76.7%（アンケート回答391団体のうち300団体）の地方公共団体から「協定を締結して良かった」との回答を得た。 ○ フラット35子育て支援型等の協定締結先地方公共団体に令和元年度の助成事業に係る予算執行率についてヒアリングしたところ、執行率が75%以上となった事業は389事業にのぼり、平成30年度ヒアリング時の294事業から増加となった。また、地方公共団体からは、機構の協働した取組を評価する旨の意見をいただいた。 ＜地方公共団体との協定締結件数＞ - 令和元年度末 720件（子育て支援型315件、地域活性化型405件） - 平成30年度末 608件（子育て支援型295件、地域活性化型313件） （地方公共団体等と連携した周知活動） ○ 地方公共団体と協働し、住宅事業者等向け説明会を共催した。 ○ 全国一斉相談会（令和元年7月及び11月に開催）においては、機構と連携協定を締結済みである地方公共団体も参加し＜令和元年7月：17団体、同年11月：20団体＞、地方公共団体の助成事業と併せてフラット35子育て支援型等の制度を周知した。		

				○ 子育て層向けイベントにブースを出展し、フラット35子育て支援型等の制度を周知した<5月・6月・10月・11月、全国6会場>。また、6会場のうち2会場においては、地方公共団体（小牧市、大東市、大阪市）も参加し、地方公共団体の助成事業についても効率的に周知した。 （フラット35子育て支援型等の周知活動） ○ 主に次の取組を通じて、フラット35子育て支援型等を周知した。 ア 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、業界団体等とのネットワークを活用したお客さま向けセミナーや住宅事業者向け説明会等のイベントを27団体と開催 イ 広告代理店と連携し、新聞、web及び雑誌への掲載のための新たな広告素材を作成し、新素材による広告を開始（令和元年5月）【再掲】 ウ web広告（バナー広告及びランディングページ）を作成し公開。ランディングページでは、ターゲット層である子育て世帯に対し、効果的に子育て支援型等のページをご案内するための診断コンテンツを新設（令和元年6月）【再掲】 エ ホームページ内に開設した「地域別支援情報サイト」により、フラット35子育て支援型等に関する情報の閲覧性を向上させるとともに、セミナー・イベント情報及び地域の関連情報を掲載できるようにした。また、当該サイトを住宅事業者等に周知・普及するためのチラシを作成し、業界団体の会議等<3団体、4回>で配布した。 オ 子育て専門雑誌及び地下鉄へ広告を掲載（平成31年4月～）するとともに	
--	--	--	--	---	--

				、子育て層向けイベントへブース出展し、制度を周知した。 カ パンフレット及び子育て支援型等に係るチラシについて、分かりやすい内容とするようデザインを刷新した。 ○ 地方公共団体との連携を図るためのツール「地域政策サポートガイド」に、高齢者対応、住宅耐震化推進に係る地方公共団体との連携事例を追加し（令和元年9月）、支店等による地方公共団体への提案に活用した。 （制度改正） ○ フラット35地域活性化型に「防災対策」を追加（金利引下げは自助努力による対応）（令和元年10月） ○ フラット35地域活性化型に「地方移住支援」（当初10年間借入金利▲0.3%）を追加（金利引下げは自助努力による対応）（令和元年10月） ○ 空き家の利活用を一層推進するため、フラット35地域活性化型「空き家対策」について、地方公共団体の実施する事業の連携対象拡大を決定（令和2年4月から実施）		
⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化、高度化等に努めること。	⑥ 電子申請による事前審査の実施等、証券化支援業務の手續の電子化等を推進することにより、住宅ローン利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。	⑦ お客さまがフラット35の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるように、事前審査システムに係る民間金融機関の利便性の向上を図るなど、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえて、証券化支援業務の手續の電子化を推進する。		（手續の電子化に関する取組） ○ 借入申込み及び金銭消費貸借契約の電子化について、要望のあった取扱金融機関（3金融機関）への対応を行い、2金融機関について導入の準備を完了した（1金融機関については対応継続中）。 （事前審査システム新規導入等に対する取組） ○ 事前審査システムの導入を検討している取扱金融機関に対し、照会対応、事前審査システムの概要説明を行う等、丁寧な対応を行った。 ○ 事前審査を導入済である取扱金融機関の要請に基づき、システムの利用促進のため、事前審査システムの概要や伝送機能の説明を実施した。		

				は年度を通じて30bp台半ばで安定的に推移した。 ○ 年度を通じて中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘起しに努めた結果、最大の月で130社（1起債当たり）を超える投資家にMBSを購入いただいた。 （SB） ○ 一般担保債券（以下「SB」という。）については、多様な年限（5年、10年、15年、20年及び30年）での発行を行った。市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、年限ごとに異なる投資家層を把握し、各年限においてターゲティングを明確にしたIRを実施し、需要喚起、捕捉を着実に図った。また、需要状況に応じた発行額の増額を行うなど、柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で6,100億円＜対前年度比＋500億円＞の大規模発行を安定的に行った。 ○ 平成30年度に引き続き、令和元年度も大規模な発行額であったにもかかわらず、クーポン及びスプレッドは、年度を通じて全年限で他の財投機関債と同水準を堅持した。 （財投機関債市場におけるMBS・SBのシェア） ○ 令和元年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは67.2%＜対前年度比＋4.0%＞となった。	
	⑨ MBSの安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大を目的とする効	⑩ MBS市場に参入する投資家の維持・拡大及びリレーションの深化を図るため、訪問対象となる投資家の重点化及びIRの質向上を企図した取組によりIR活動を実施する。ま	（グリーンボンド(通称：住宅金融機構グリーンボンド)の継続的発行) ○ 平成31年1月に初めて発行して以来、令和元年度も継続的に発行し、年度累計で計5回、700億円（10年債：2回、400億円、20年債：3回、300億円）を調達した。 ○ 投資表明を行った投資家の件数は累計39件となり、平成30年度の6件から大幅に増加。グリーンボンドを継続的に発行		

		果的な I R の企画・運営実施（I R 活動）を継続して行う。（指標：M B S の毎月の発行額・M B S 発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド）	た、M B S 配分プログラムについては参加が見込まれる金融機関に対する制度周知を着実に行う。（指標：M B S の毎月の発行額・M B S 発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド）	することで、これまで機構 S B に投資していた投資家のみならず、E S G 投資ニーズのある新規投資家を多数取り込んだ。 （I R 活動） ○ 投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、次のとおり戦略的な I R を行った。 - ア M B S と S B それぞれの特性を踏まえたターゲット設定による訪問先の重点化 - イ I R 実施時における基本的事項の徹底や証券会社向け勉強会の実施による I R の質の向上 ○ M B S 及び S B の安定発行に向けた投資家層の拡大等を目指し、生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合、海外投資家等のセクターに対し、ターゲット先を絞った I R を行った＜投資家への個別訪問件数：国内267件、海外14件＞。また、地方公共団体に対しては、証券会社が実施するセミナーを通じた I R も行った。 ○ I R の質の向上を図るべく、「I R 実施者」に係る取組として新任の I R 担当者（機構職員）向けの育成プログラムを行い、I R 実施者のレベルアップに努めた。 ○ 上記取組により、年度を通じて中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘起しに努めた結果、最大の月で130社（1 起債当たり）を超える投資家に M B S を購入いただいた。【再掲】 （M B S 配分プログラム） ○ 平成28年 4 月に開始した M B S 配分プログラムについては、制度への参加が見込まれる金融機関に対し I R を通じて継続的に情報提供を行い、制度周知を図ったことにより、令和元年度より新たに 4 機関が参加し、参加金融機関は地方銀行		
--	--	--	---	--	--	--

	の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。	者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等への調査を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集・分析する。		高調査 エ 民間住宅ローンの貸出動向調査 ○ 上記の各調査はホームページ等で公表し、その結果、新聞、雑誌等様々なマスメディアで利用された。令和元年8月以降は国土交通省記者クラブにおいて記者発表を行い、より広く周知を行った。また、フラット35利用者調査については、税制等の検討のため、国土交通省の要請に応じデータを作成した上で提供した。 ○ 調査結果を活用し、季報住宅金融（夏号・冬号・春号）、週刊金融財政事情（令和元年12月9日）、木材情報（6・9・12・3月号）、ALIA NEWS（新年号）、中央調査報（令和元年11月10日）への寄稿のほか、次の主な取組により調査結果等を広く周知することで、住宅市場、住宅ローン利用者及び金融機関の動向等について外部の理解・認識の向上を図り、証券化支援業務の円滑な実施に貢献した。 ア 国際住宅金融連合（IUHF）の機関誌Housing Finance International（2019年冬号）に日本の住宅市場の現状について寄稿した。 イ 公益社団法人日本不動産学会秋季全国大会（学術講演会）において、長期優良住宅がもたらす効果等について論文を寄稿し、報告会ではリバースモーゲージ型住宅ローンへの影響等も含め報告を行った。 ウ 一橋大学経済研究所、明海大学、林野庁、業界団体、シンクタンク等との会議や研究会で報告・講演した。		
⑨ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。	⑬ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関と情報交換を行うとともに、国	⑭ 米国政府抵当金庫をはじめとする米国・アジアを中心とした政府系金融機関等との連携を深めつつ、国内外の住宅金融等に		○ 米国政府抵当金庫（ジニーメイ）をはじめとする米国・アジアを中心とした政府系金融機関等との連携を深めつつ、国内外の住宅金融等に関する情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努めた。		

		等の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。	等の技術基準の提案等、ミャンマー連邦共和国等のアジア諸国をはじめとする外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。		(関係省庁、我が国事業者等との情報交換等) ○ 必要な機会を捉え、関係機関と情報交換や住宅金融分野に関する講演を行った。 ア JICA課題別研修「住宅・住環境の改善」において講演（令和元年10月） イ ケニア共和国国家建設局の職員5名、国内の建設会社と情報交換（令和元年8月）。また、世界銀行東京開発ラーニングセンター主催「Kenya Urban Development Workshop」において講演（令和2年3月） ウ 国連環境計画と世界銀行グループの地球環境ファシリティが連携してタイ王国で実施する省エネルギー住宅建設促進事業のキックオフ会合（令和元年10月）、関係者会合（令和2年1月）において講演等を実施 (将来的な海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進のための取組) ○ 覚書締結及び意見交換等 ア 世界銀行とグリーン住宅金融の普及に協働で取り組むことを目的とする了解覚書を締結（令和元年5月）。 イ 次の機関と住宅金融の分野を含む情報交換等を柱とする関係強化の協力覚書を締結 ・ マレーシア国立抵当公社（令和元年10月） ・ モンゴル住宅抵当株式会社（令和元年10月） ・ カザフスタン住宅抵当公社（令和2年2月） ウ 次の団体等と意見交換等を実施 ・ チリ共和国住宅・都市計画省副大臣（令和元年6月）。 ・ 日越建設協会（令和元年9月）。 ・ ロシア連邦政府関係者等訪問団（令和元年11月）。	
--	--	---	---	--	---	--

					○ 国際会議 次の団体の国際会議において、機構職員が住宅金融に関して講演等を行った。 ア 国際証券化機関連合設立総会（平成31年4月） イ 欧州住宅金融連合（EMF）/欧州カバードボンド協議会（ECBC）会合（平成31年4月） ウ EMF/ECBCにおける省エネ住宅ローン先行実施計画（EEMPS）の諮問委員会の委員に就任（令和元年5月） エ G20関連会合（令和元年6月） オ 第6回アジア・フィックス・インカム・サミット及びアジア証券化機関連合年次総会（令和元年9月） カ EMF/ECBCにおけるEEMPSの諮問委員会会合（令和元年9月） キ 第11回都市開発に関する日印交流会議（令和元年10月） ク 第19回欧州建築組合連合欧州会合（令和元年10月）		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
・ 令和元年度の証券化支援事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であるが、有価証券（譲渡性預金）の取得による支出が当初想定に比べて減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった（予算額に対する決算額の増減：▲12.9%）。	

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2	住宅融資保険等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号及び第2項第4号
当該項目の重要度、困難度	難易度：「高」（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定量目標	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに70機関以上	—	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	
		（実績値）	—	23機関 （平成28年度末累計）	15機関 （平成29年度末累計：38機関）	14機関 （平成30年度末累計：52機関）	14機関 （令和元年度末累計：65機関）	
		（達成度）	—	—	125.0%	116.7%	116.7%	
	保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率	（計画値）	年度ごと48%以上	—	48.0%以上	48.0%以上	48.0%以上	
		（実績値）	—	54.6% （平成28年度）	51.0%	56.9%	51.7%	
		（達成度）	—	—	106.3%	118.5%	107.7%	
指標	フラット35に係るつなぎ融資の付保申請件数		—	15,658件 （平成28年度）	16,374件	16,757件	18,346件	
	フラット35に係るパッケージ融資の付保申請件数			35,918件 （平成28年度）	40,909件	44,749件	51,344件	
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数		—	39件 （平成28年度）	174件	511件	980件	
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数		—	23件 （平成28年度）	260件	340件	255件	

					イ インターネット広告の出稿前にリ・バース 6 0 専用のホームページをリニューアルし、コンテンツを充実 ウ 各地方局のラジオCMへ出演、高齢者向けの各種イベントへの参加、住宅事業者向けの機関誌への寄稿等、リ・バース 6 0 の特徴及び活用事例を周知 エ 丁寧な情報発信・広報活動を行うことにより、リ・バース 6 0 に関して一般紙や専門紙に計 21 回記事化された。 (リ・バース 6 0 の付保申請件数) ○ 令和元年度におけるリ・バース 6 0 の付保申請件数は、980 件<平成 30 年度：511 件、対前年度比：191.8%> (指標) となり、大幅に増加した。また、平成 30 年度まで実績のなかった 3 県（青森県・山梨県・和歌山県）においても付保申請があり、これにより全都道府県において付保申請がなされた。 ○ 民間のリバースモーゲージは、利用エリアを都市部に限定している商品もあるが、リ・バース 6 0 は全国で利用可能であることから、令和元年度におけるリ・バース 6 0 の付保申請件数<980 件>のうち、大都市圏（東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、大阪）以外の実績は 513 件<付保申請件数全体の 52.3%>となった。 (買取再販事業者向け融資に係る取組・成果) ○ 取扱金融機関からの照会に対して迅速に対応した。また、付保承認申請時の提出書類について、宅地建物取引業者免許証に代えて、国土交通省の検索システムの検索結果での提出を可能とするなど、金融機関からの付保申請時における手続きの簡素化を行った（令和 2 年 4 月開始）。	
--	--	--	--	--	---	--

					ア 財務省、経済産業省、国土交通省、林野庁が企画し、一般財団法人住宅産業研修財団が運営する住宅政策等に係るシンポジウム「コミュニケーション・プラザ」において、「高齢化社会に向けた住宅金融支援機構の取組等」をテーマに、リ・バース60等について講演（令和元年7月） イ 欧米におけるリバースモーゲージ市場の沿革・現状等を調査・研究し、市場拡大等の可能性について考察。レポートを作成し、季報「住宅金融」2020年度春号に掲載（令和2年4月） ウ 日本国内におけるリバースモーゲージ型住宅ローン市場の今後の展開について調査・研究を行うため、有識者へのヒアリングを実施		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
令和元年度の住宅融資保険等事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であるが、他勘定長期貸付金が当初想定に比べて減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった（予算額に対する決算額の増減：▲52.3％）。

					・ 台風第 19 号：188 件 (制度改正等) ○ 地方公共団体等からの要請を踏まえ、災害復興住宅融資及び地域の助成制度と連携した災害復興住宅融資の申込期限を次のとおり延長した。 ア 平成 28 年熊本地震（災害復興住宅融資） 1 年間延長（令和 3 年 3 月末まで） イ 平成 30 年 7 月豪雨 ・ 災害復興住宅融資 1 年間延長（令和 3 年 7 月末まで） ・ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型） 1 年間延長（令和 3 年 3 月末まで） ウ 山形県沖地震（災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）） 6 か月間延長（令和 2 年 9 月末まで） ○ 制度利用者である被災者の利便性向上等の観点から、災害復興住宅融資の制度・運用を改正した。主な改正内容は次のとおり（令和元年 10 月）。 なお、これらの改正は、機構等の制度説明側の負担軽減（相談会、電話対応等）にもつながっている。 ア 融資条件の簡素・合理化 ・ 住宅部分に係る床面積要件の撤廃 ・ 消費税増税に対応した融資限度額の引上げ ・ 住宅の構造にかかわらず返済期間の上限を 35 年に統一 ・ 借地権を取得する場合の融資限度額を所有権取得時並みに統一 イ 災害復興住宅融資（個人向け）の借入申込書への記載項目及び借入申込時提出書類の簡素化 ウ 住宅技術基準の適合確認の方法を地方公共団体等が行う工事審査から申込	様に団信特約料の金利組込方式とすることに伴い、生命保険会社等との調整や関係システムのメンテナンスに着手するなど必要な対応を行った。	
--	--	--	--	--	---	---	--

					員を相談要員として派遣した＜派遣回数 60 回＞。 ○ 昨今の災害が頻発している状況を踏まえ、災害発生時の備えとして、機構から連携している地方公共団体に対して災害復興住宅融資等に係る情報提供を行った。そのうち、千葉県については、災害発生時の初動対応・事務フローに関する意見交換を行い、実態に即した事務フローへの見直しを行ったことにより（令和元年 8 月）、その後の災害発生時において円滑に対応することができた。 ○ 千葉県等の金融機関等を対象に、熊本地震を経験した金融機関職員を講師として災害発生時の初動対応に関する講演会を開催した（令和元年 10 月）。 （平成 30 年 7 月豪雨に係る現地相談会への対応） ○ 岡山県倉敷市、愛媛県西予市及び宇和島市からの要請に基づき、中国支店及び四国支店の職員を相談要員としてそれぞれの市役所に派遣した＜派遣回数 84 回＞。 ○ 岡山県倉敷市との連携により創設した災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）を周知するため、倉敷市と連携し、各種助成制度と併せたワンストップ型の現地相談会の開催等、被災者に寄り添った相談対応を実施した。 なお、国立研究開発法人建築研究所が実施した災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）の利用者アンケートでは、利用者の約 9 割から制度について肯定的な評価を得るなど、復興に貢献した。 （その他の災害に係る現地相談会への対応） ○ 東日本大震災及び熊本地震 被災した地方公共団体からの要請に基づき、東北支店及び九州支店の職員を相		
--	--	--	--	--	---	--	--

					誌「マンションサポートちよだ 39 号」（令和 2 年 3 月発行）にて機構制度の特集により情報発信が行われた。 イ 高経年マンションの支援について検討を行う神戸市が設置した検討会等に参加し、神戸市やマンション管理関係団体と連携した。 ウ マンションストックが多く、マンション管理適正化に課題を抱える大阪市や大阪府の賛同を得て、マンション管理関係団体等と連携し、機構主催のマンション管理セミナーを開催（令和 2 年 2 月）。セミナー後のアンケートでは、86.8%の方から評価する回答を得た。 エ 仙台市と連携し、マンション管理関係団体からなる「マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ」の協力を得て、市内の旧耐震のマンション管理組合が参加する勉強会を計 3 回開催し、耐震化や防災、適正な維持管理という課題に対してより具体的な内容の理解を促した。勉強会のアンケートでは参加した管理組合の多くから満足というコメントがあり、仙台市からも肯定的な評価を得た。 オ 福岡県と福岡市が主体となって運営しているマンション管理組合向けのセミナーに参加し、「マンションの価値向上に資する金融支援のあり方勉強会」の検討結果等を情報提供するとともに、機構融資制度及びマンションすまい・る債について周知した。 （南海トラフ地震発生に備えた地方公共団体と連携した取組） ○ 南海トラフ地震の発生が懸念される東海地方の地方公共団体を対象に、大規模地震災害時の初期対応をテーマにセミナーを開催した。参加者アンケートでは、96%から評価する回答を得た（令和元年 11 月）。【再掲】 （災害予防に資する地方公共団体等と連携した取組） ○ 豪雨災害からの復興・復旧及び防災対策（土砂災害特例警戒区域からの移転）	
--	--	--	--	--	--	--

					見積書データ（約 1,600 件）の整理・分析を行った上で、関係団体とシミュレーションの基本設計に関する議論を経て仕様を確定させた（令和 2 年 2 月完了）。 ・ シミュレーションツールの完成後はホームページに無料で公開し、管理組合に利用を促す予定（令和 2 年度第 2 四半期リリース予定）。 イ 管理組合向け融資に関する信用補完策等の整備に向けた取組 ・ 民間金融機関が管理組合向け融資に参入しない理由に挙げていた管理組合・区分所有者の責任財産の捉え方やデフォルト時の回収手法等の法的論点について、参加メンバー（弁護士、学識経験者、民間金融機関）と議論した内容を踏まえ、最終的な責任は区分所有者に帰属する等協議会の考え方としての一定の方向性を整理した。 ウ 修繕工事の必要性や金融の有用性を訴求する広報活動等 ・ 公益財団法人まちみらい千代田と協定を締結し、共同の情報発信を行うこととした。 ・ まちみらい千代田が発行する情報誌「マンションサポートちよだ 39 号」（令和 2 年 3 月発行）にて機構制度の特集を行った。【再掲】 （マンション共用部分リフォーム融資の融資要件の見直し） ○ マンション共用部分リフォーム融資について、次のとおり制度改正を行った（令和元年 10 月）。【再掲】 ア 融資限度割合の引上げ（8 割→10 割） イ 融資期間の延長（10 年以内→一定の要件を満たす工事は 20 年以内） ウ 修繕積立金の滞納割合の引上げ（10%以内→一定の要件を満たす場合は 20%以内）	
--	--	--	--	--	---	--

- 令和元年度の住宅資金融通等事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲を超過しているが、国庫補助金の精算による返還金が当初想定に比べ増加したこと等の理由によるものであり、予算額からの乖離は小さい（予算額に対する決算額の増減：0.7％）。

